

北九州市中小企業の競争力を生み出す省エネとRE100推進事業 令和3年度補助金募集のお知らせ

北九州市は、脱炭素社会の実現に向け、市内の事業所へ自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステムや最先端の省エネ機器(更新に限る)を導入する中小企業等に対し、費用の一部を補助する事業を実施します。本事業の受付業務等は、北九州商工会議所が行います。



- ◆ 申請期間：令和3年5月10日から令和3年7月16日(17時00分必着)まで
- ◆ 提出書類：正本1部、副本1部(正本をコピー)※添付書類はA4判に統一してください。
- ◆ 提出先：北九州商工会議所 産業振興課(〒802-8522 北九州市小倉北区紺屋町13番1号)
- ◆ 提出方法：原則として郵送又は宅配便による提出 ※持参する場合は事前予約とします。
- ◆ 事前相談：新型コロナウイルス感染症対策として、電話・FAX・メール等を活用した事前相談を受け付けます。問合せを含む申請書作成段階等でご活用ください。(電話対応時間：平日9時15分～17時00分)

1 補助対象事業

- ・ ①エネルギーマネジメントシステム機器を設置し、かつ②再エネ100%電力関連設備の設置、又は③トッランナー基準達成等のエネルギー関連設備を設置(更新に限る)する事業が対象です。
- ・ 上記は①+②、①+③及び①+②+③の組合せでも補助対象事業とします。
- ・ 例外として、①エネルギーマネジメントシステム機器を設置済みの場合は、②再エネ100%電力関連設備又は③トッランナー基準達成等のエネルギー関連設備(更新に限る)の設置のみを要件とします。(申請時に設置済みであることが分かる書類を提出していただきます)

※1 生産設備に関するものは基本的に対象外ですが、判断の難しいものはお問い合わせください。

※2 交付決定前に着手(契約・発注等)した事業は対象となりません。

①	エネルギー マネジメント システム機器	エネルギーマネジメントシステム(BEMS、HEMS、FEMS)、デマンドコントローラー(消費電力の見える化を図る機能、警報機能、及び省エネ設備等を制御する機能を有するもの) ※消費電力等の見える化(1時間単位の事業所全体の電力量等を随時確認できる機能(*)を有するもの)
---	---------------------------	--

(*)「1時間単位の事業所全体の電力量等を随時確認できる機能」とは①瞬時データ(最低限1時間遅れ程度)及び②過去データ(最低限2日遅れ程度)が随時確認できる機能をいいます。

②	再エネ100%電力 関連設備(新設・ 更新どちらも可)	自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池
③	トッランナー基 準達成等のエネ ルギー関連設備の例 (更新に限る)	高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ(木質バイオマスボイラ含む)、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED照明(高天井等のHIDランプ更新に限る)、コージェネレーションシステム、二重サッシ、断熱材、節水型便器など

2 補助対象者

- ・補助対象事業の完了までに電力会社と再エネ100%電力（非化石証書等含む）の仕様を満たす供給契約を締結しているもの。（補助対象事業が完了したとき契約書の写し等を提出できること。）
- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所を置くもの（みなし大企業は対象外）
- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの（中小企業で構成する組合等）
- ・商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの
- ・法人税法第2条第6号に規定する法人のうち、市長が認めるもの（医療法人、社会福祉法人等）

業 種	中 小 企 業 者	小規模企業者
製造業、運輸業 その他業種	資本金3億円以下 又は従業員300人以下	従業員20人以下
卸 売 業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下	従業員 5 人以下
サ ー ビ ス 業	資本金5千万円以下 又は従業員100人以下	従業員 5 人以下
小 売 業	資本金5千万円以下 又は従業員50人以下	従業員 5 人以下
商店街振興組合等	—	—
医療法人、 社会福祉法人等	従業員300人以下	—

※「みなし大企業」（発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者）は対象外とします。

3 補助対象経費及び補助額

(1) 補助対象経費

- ① ① エネルギーマネジメントシステム機器の設置にかかる設備代及び工事費
（設置後、設備の利用にかかる費用等を除く）
- ② ② 再エネ100%電力関連設備の設置にかかる設備代及び工事費
- ③ ③ トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備への更新にかかる設備代及び工事費

(2) 補助額

補助対象経費①②③合計（消費税を除く）の3分の1以内で、50万円から500万円まで。
ただし、中小企業基本法に定める小規模企業者は、補助額の下限はありません。

4 補助対象要件

補助金の申請者は次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 市内にある事業所等に設備を設置し、補助対象事業の完了までに電力会社と再エネ100%電力(非化石証書等含む)の仕様を満たす供給契約を締結していること
- (2) 工事の施工者が市内事業者であること
- (3) 補助対象物件が他の補助を受けていないこと又は受ける予定がないこと(国補助等との併用不可)
- (4) 市税を滞納していないこと(市長名で交付される納税証明書が必要です。)
- (5) 北九州市暴力団排除条例に抵触しないこと(申請企業、工事の施工者については、役員等名簿をEXCELデータで提出していただきます。)

※補助金の交付は、1事業者につき1回です。ただし、過去に「中小企業省エネ設備導入促進事業」及び「次世代エネルギー設備導入促進事業」「中小企業高度エネルギーマネジメント推進支援事業」で補助金の交付を受けたことがある事業者も、この補助金の申請ができます。

※補助対象事業の実施により生み出されるクレジット(環境価値)の権利は、市に譲渡していただきます。

5 審査

申請書提出後、申請要件・申請内容について書類審査及び現地確認を行い、補助対象事業者を決定します。主な審査項目は、次のとおりです。

(1) 環境効果	再エネ100%電力関連設備による発電量及び設備設置によるエネルギー削減量、削減率など
(2) 省エネ推進計画の内容	省エネ設備への更新計画、エネルギーマネジメントシステム機器の活用方策、省エネに対する取組など
(3) 経済性	費用対効果、資金計画など

【評価のポイント】

脱炭素社会づくりを推進するため、各事業者においては継続的にエネルギー消費の削減を図る必要があります。そのため北九州市では、市内の中小企業等がエネルギーマネジメントに取り組み、これまで以上に省エネを進めるための支援を行うことにしました。エネルギーマネジメントシステム機器の設置は、今後の省エネ対策の有効な手段になるものと考えています。

そこで、エネルギーマネジメントシステム機器の活用方策、省エネに対する取組、環境効果などを重視した審査を行います。

主な加点評価の項目

- ・「環境マネジメントシステム」(エコアクション21、ISO14001など)の認証取得
- ・「北九州エコプレミアム」の「エコプロダクツ」に認定された設備の設置
- ・公的機関や北九州市の認定を受けた講座を修了した省エネ診断員による「省エネ診断」を事前に受診し、その提案による設備改修
- ・「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度」の認定事業者
- ・小規模企業者の申請の場合
- ・複数の◎トップランナー基準達成等のエネルギー設備を設置する場合

主な減点評価の項目

- ・◎トップランナー基準達成等のエネルギー設備の設置にかかる省エネ効果が30%未満

6 スケジュール

申請いただいた全事業所について、現地を訪問し、申請内容を確認します。
補助の対象となった場合は、補助事業の完了後に実績報告書を提出していただき、その後、現地を訪問し完了確認を行います。
現地訪問の際は、ご担当者の立会いをお願いします。

- ◆ 申請内容確認 申請受付後随時～7月上旬
- ◆ 交付決定 8月下旬
- ◆ 補助事業実施 交付決定後～令和4年2月
- ◆ 実績報告締切り 補助事業完了後20日以内又は令和4年2月28日までのいずれか早い日まで
- ◆ 完了確認 実績報告書提出後随時

※申請状況等により、スケジュールが前後することがありますので予めご了承ください。

7 よくあるご質問(Q & A)

Q1. 個人事業主は補助対象者となれますか。

個人事業主も中小企業基本法第2条に定める中小企業者に該当しますので、補助対象者となることができます。

Q2. 一般的な事務所の蛍光灯をLED照明に更新する場合、補助対象となりますか。

LED照明は、高天井等のHIDランプ(水銀灯等)からの更新に限定しているため、補助対象とはなりません。

Q3. 再エネ100%電力とはどんなものですか。

再エネは再生可能エネルギー(Renewable Energy)のことで、太陽光や風力・水力、地熱など自然界に常に存在するエネルギーのことです。再エネ100%電力とは、再生可能エネルギーにより生み出された電力(非化石証書等含む)のことで、CO2を排出しません。※詳細及びメニュー等は各電力会社のホームページ等をご覧ください。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.kitakyushucci.or.jp/topics/003564>

【お問合せ・お申込先】

北九州商工会議所 産業振興課(北九州市小倉北区紺屋町13番1号)

担当: 橋本 080-1754-1755、松田 080-1754-5886

TEL(093)541-0185 FAX(093)531-1799

E-Mail: syoene@kitakyushucci.or.jp

【本事業に関する連絡先】

北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL(093)582-2238 FAX(093)582-2196



北九州市では様々な融資制度も準備しています。

省エネ設備・新エネ設備導入資金 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/00200038.html>

新成長戦略みらい資金 <https://www.ktc.ksrp.or.jp/fn/fn/mirai-support.html>